

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第四号を削り、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。